

権利等確認書

有限会社デリバリーワイン（以下「甲」という。）と、BASECORD株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行うBASECORD関連事業（以下「本事業」という。）に関し、甲名義のサーバー、ドメイン、開発環境及び関連成果物の取扱いについて、次のとおり確認する。

第1条（本事業）

本事業とは、AI、ソフトウェア、SaaS、ウェブサービス、関連コンテンツ、広告、教育、コンサルティングその他BASECORDの名称又はサービスに関連して行われる一切の事業をいう。

第2条（既存成果物の利用承諾及び権利不主張）

甲は、本事業に関連して、甲の契約又は管理下にあるサーバー、開発環境、クラウド環境、アカウントその他の環境において作成、保存、運用又は蓄積されたソフトウェア、ソースコード、データ、設定、ドキュメント、ノウハウ、名称、ロゴ、画像、文章、動画その他一切の成果物（以下「本成果物」という。）について、乙が本事業のために利用、複製、改変、販売、配信、保守、運用、使用許諾、譲渡その他一切の処分を行うことを承諾する。

2 甲は、本成果物について、乙、乙の譲受人、承継人、投資家、取引先その他乙から権利又は利用許諾を受ける者に対し、所有権、著作権、著作者人格権、商標権、利用権、営業上の権利その他名目のいかなを問わず一切の権利主張又は異議申立てをしない。

第3条（サーバー及びアカウントの利用）

甲は、本事業の運営に利用されているXserver、WEBARENAその他甲名義又は甲管理下のサーバー、クラウド、ドメイン管理、メール、決済、開発、保守、解析その他のアカウントについて、乙が本事業の運営に必要な範囲で利用を継続することを承諾する。

2 甲及び乙は、事業運営上相当な時期に、前項の契約又はアカウントの名義を甲から乙へ変更し、又は乙名義の契約へ移行するよう相互に協力する。

第4条（費用負担）

本確認書締結後に発生する本事業のためのサーバー費、ドメイン費、外部サービス利用料その他の費用については、甲乙協議の上、乙が負担し、又は乙から甲へ実費精算することができる。

第5条（第三者への説明及び承継）

甲は、乙の資金調達、融資、業務提携、事業譲渡、株式譲渡、合併その他の組織再編又は買収監査に際し、本確認書の内容を乙又は乙の指定する第三者へ開示することを承諾

する。

第6条（協議）

本確認書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

以上、本確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年8月19日

（甲）

住 所 東京都港区白金台二丁目7番1号
商 号 有限会社デリバリーワイン
 代表取締役 酒井 浩 印

（乙）

住 所 東京都港区白金台二丁目7番1号
商 号 BASECORD株式会社
 代表取締役 酒井 浩 印